

驪姫説話の伝承と太平記

増 田 欣

一
前八世紀も末になると、周王朝の衰微とともに、その勢力から開放された諸侯が、小国を圧迫しつつ強大化していく。そして、中央部（河南）では鄭・宋・衛・魯などの有力な国々がひしめきあっていたが、それにもまして、人口も少なく開拓が容易で領土の拡張に有利な辺境地方で、齊・晋・楚・秦・燕の五強国が、周囲の群小国家を併呑しつつ、覇権争奪の局面を形成していった。（一）

晋は、黄河の支流である汾水の流域（山西）に、辺境とはいへ、東方の齊（山東）とともに中原に最も近く、占拠していた。宗室の晋侯繆を伐つて諸侯に列した父武公称の後を継いで、前六七七年に晋侯となつた献公諱は、その二十六年に及ぶ治世の間に、国を滅すこと十七、山西の大半と河南・陝西の一部を領有する強国を實現させた。（二）が、その勢力を中原にのばしえなかつたのは、齊の桓公が覇権を握っていたことと、驪姫に起因する相統争いの内乱とのためであった。

驪姫は、献公が前六七二年に驪戎を伐つて獲た女である。七年後に奚斉を生み、これに晋を継がせようとして、太子申生・公子重耳・夷吾を除こうと企てたことが、二十年にわたる晋国内乱の、事

の起りであった。驪姫の最初の布石は、左伝にいわゆる「二五ノ門」事件である。彼女は、奚斉を生んだ其の年、献公の嬖臣梁五・京閔五（二五という）に賄を贈つて、「曲沃は晋の宗邑、蒲と屈は晋の辺境である。宗邑に主が無ければ民を感服しえず、辺境に主が無ければ戎狄を畏懼せしめえない。申生を曲沃に、重耳・夷吾を蒲と屈とに主たらしめれば、内患外憂ともに防ぎ得る。殊に広莫なる狄地に臨んで都城を築けば、晋の國土拡張にも有利である。」と献公を唆させ、三人の継子を都の絳から追い出した事件である。父武公に滅された晋の宗室に加担する国内の反対勢力を鎮め、広大な狄地への進略の拠点固めて、晋の富強化を図ろうとする献公の政策が、結果的にはその制覇を内部から阻んだ驪姫の策謀と分ちがたく結びついて進行した状態を、ここに見ることができよう。弱肉強食と覇権抗争に彩られた狂瀆の時代と交渉しながらの晋の興亡史を綴っているのが、左伝であり、国語（晋語）であり、それらをも有力な資料とした史記（晋世家）である。

二

三世紀にわたる晋の興亡史から、驪姫に起因する内乱だけを切り出し、継子説話としてまとめたものに劉向の列女伝（卷七孽嬖伝）

がある。献公が太子申生を降せんとして、二軍を作つて自ら上將軍となり、申生を下將軍に任じたり、東山の臯落氏を伐たせたりした話（左伝・国語・史記）など、国策と不可分に結びついた陰謀は除かれ、また、麗姫が献公の俳優の優施と通じて陰謀をはからう話や、陰謀をめぐる里克・丕鄭・荀息ら群臣の去就（国語）は省かれ、嬖臣二五の名（左伝・国語）も消されて、献公・麗姫・申生、三人相互の関係にはばしはばしはられている。史実の説話化には、複雑な歴史の構造からの抽象が前提である。

列女伝の文章は国語に拠っている。次の例は、麗姫が申生に亡母音姿を祭らせ、その福を献公に奉らせ、それに母を入れて罪を申生に背せるといふ話で、策謀の決定打であり、この説話がいかに簡約化されても削除されることになつた中核の部分である。

麗姫乃チ使メテ人ヲシテ以テテ公命ヲ告ゲテ太子ニ曰ク、君夢ニ見ニテリ音姜ニテ、亟カニ往イテ祀レト焉、申生祭シ曲沃ニ、婦ニテ福ヲ于絳ニ、公田シテ不レ在ラ、麗姫受レテ福ヲ、乃チ置ニテ鳩ヲ于酒ニ、施ニ毒ヲ于帥ニ公至ツテ、召ニス申生ヲ將ケル昨ラ、麗姫曰ク、食自リ外來ル、不レ可レカラ不レム試シ也、覆ニス酒ヲ于地ニ、地墳ヲリ、申生恐レテ、麗姫与フルニ犬ニ、犬死セリ、飲ニマシムルニ小臣ニ、小臣死セリ之、

文中の圈点部は、左伝・呂氏春秋（卷一九離俗覽）・史記とは相異し、国語とだけ共通する措辞（黒点は同義異字）である。このような国語との同文關係は、列女伝の文章全体に推し及ぼして差しつかえない。そして、ごく部分的に史記の影響らしきものが見られるといふのが実状である。右の文中の傍線部はその一例である。左伝や

国語では、「麗姫曰ク、食自リ外來ル、不レ可レカラ不レム試シ也」といふ詞はなく、獐から帰つた献公が昨を食べようとした記事から、直ちに「公祭ニテ地ニ、地墳ヲリ」（両書同文）と続く。

「会同・饗宴に尊長者が先づ酒を以て地に祭る」（諸橋氏大漢和「祭酒」の項）という儀式に従つて昨を地に祭つたところが、地が毒気のためにわき上つたので、犬や小臣にも毒味をさせたといふのである。ところが史記になると、「麗姫從リ旁止レテ之ヲ曰ク、

昨、所ニ從リ來ル遠ク、宜シテ試シムル之ヲ、祭ルニ地ニ、地墳ヲリ、」とあり、毒味を勧める麗姫の詞が入る。史記より早く呂氏春秋にも「姫曰ク、所ニ由ル遠シ、請フ使メテ人ヲシテ嘗メテ之ヲ、」とあり、そういう形も伝承されていたらしく、史記は彼と此とを統合したのである。が、史記の文章だと、毒味のために地に祭つたことにならぬ。左伝や国語におけるがごとき饗宴の儀式ではなくなつた以上、「祭」の字が落ちつかない。そのためである、列女伝は「祭」を「覆」に改めている。

また、この毒味に続いて、
麗姫乃チ仰ギテ天ヲ叩イテ心ヲ而泣キ、見ニテ申生ヲ哭シテ曰ク、嗚乎、國ハ子之國ナリ、子何ゾ運シト為ヌヤ、君ハ有ニルダニモ父ノ恩ニ忍レバシラ、況ンヤ國人ヲヤ乎、弑シテ父ヲ以テ求レムレトモ利ヲ、人孰レレカ利シヤン之ヲ。

とある麗姫の詞も、傍線部を除いては全く国語に拠っているのであるが、国語では申生自殺の直前にあるこの詞の位置を、列女伝は毒味の直後に移している。それは結局、史記の構成になつたことなのである。

要するに、列女伝は、史記の影響かとおほしいふしを部分的には

含んでいるが、殆んど国語の記述に拠りながら、不必要な項目はいっさい省いて、献公・麗姫・申生の三者相互の關係を中心に、継子説話として再構成したものである。この列女伝の構成が、間接的にはあるが、わが国の中世文学における麗姫説話の構成を、強く規制しているのである。

三

わが国における麗姫説話の伝承を考察するに当たって、資料として取りあげるべき作品は、京都大学藏船橋本孝子伝・陽明文庫藏孝

| 項 | 麗姫説話の項目 | 伝系袋記鈔記 | 女伝 | 列孝 | 慶平 | 太壺 | 史 |
|---|--|--------|----|----|----|----|---|
| 1 | 献公に申生・重耳・夷吾の三子あり。申生の母齊姜死す。公、麗姫を得る。姫、奚斉を生む。 | ○ | △ | △ | △ | △ | ○ |
| 2 | 公、申生ら三子を曲沃・蒲・屈に主たらしむ。 | ○ | | | | | ○ |
| 3 | 姫、我を殺して申生に讓位すべしと公に泣訴す。 | ○ | | | | | |
| 4 | 姫、公の奚斉を立てんとするを偽り諷む。 | | | | | | ○ |
| 5 | 姫、夢に齊姜現わるとして申生に祭らしむ。 | ○ | △ | △ | | | ○ |
| 6 | 申生、母を祭り詐を公に獻す。姫、詐に母を入る。 | ○ | △ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 7 | 姫、公の食わんとするを止め、毒味を試みさす。 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 8 | 毒味のために小臣ら死す。 | ○ | △ | ○ | △ | △ | ○ |
| 9 | 姫、申生の叛意を公に泣訴す。 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |

| 備考 | 14 | 13 | 12 | 11 | 10 |
|--|--------------------|------------------------|---------|---------------------|-------------------------|
| (1)「孝子伝系」は船橋本・陽明本両孝子伝・今昔物語を一括して言う。 | | | | | |
| (2)○印はその項目のあることを示す。△印はそれが史記等に比して甚しく簡略であったり、相異を含んでいたりすることを示す。 | | | | | |
| (3)「史記」は、これ以外にも多くの項目をもっている。 | | | | | |
| 備考 | 重耳、帰国して立ち、晋の文公となる。 | 重耳、夷吾、他国に奔る。里克、奚斉らを殺す。 | 申生、自殺す。 | 人、申生に出奔をうながす。申生肯せず。 | 人、申生に無実を明かすべしと勸む。申生肯せず。 |
| | △ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| | ○ | △ | ○ | ○ | ○ |
| | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |

子伝・今昔物語(巻九、晋献公王子申生依継母麗姫讒自死語)・麗袋(第三、鬪鴉)・太平記(巻一二、麗姫専)・壺瓊鈔(第六、子推恨事)などである。麗袋(文永・弘安頃成立か)と壺瓊鈔(文安三年成立)とは、介子推説話——重耳の出奔に随従した介子推が、自分の股の肉を切りとって重耳の饑えを癒やしたが、後に重耳が晋侯となったとき、彼ひとり論功行賞にもれたので、綿上山に身を隠した話——が中心となっているのであるが、重耳出奔の原因である麗姫の乱についても詳しく述べている。如上の諸書ならびに列女伝に見える麗姫説話の構成要素の出入を示すと別表のごとくなる。

この表は、説話の項目の出入を示したにすぎないのであって、個々の項目を詳しく検討すれば、そこにはいろんな相異が見出される。それは、「孝子伝系」として一括した船橋本・陽明本・今昔物語の間においてさえ見出される。麗姫が詐に毒を入れる条を例に

とると、船橋本には次のように記されている。

麗密カニ以テ揮ヲ入レ其ノ酒ノ中ニ、乃チ語ツテ申生ニ云ク、
祭畢即飲ニ其酒ニ是礼也。申生不敢飲其前将来献父、々欲レヌテ、
姫抑ヘテ而云ク、外ノ物ハ不ニ輒用ヘテ。

圈点部は、「祭り畢レバ即チ其ノ酒ヲ飲ム、是レ礼ナリト。申生敢
ヘテ飲マズ、其ノ前ニ將チ来リテ父ニ献ズ」と訓むべきであらう。

とすれば、麗姫は初め申生の殺害を図ったが、孝行息子の彼は自分
が飲まずに父に献上したので、麗姫はあわてて毒味を勧めたという
話になってくる。陽明本には、「姫……謂言ヘテ、申生祭り訖、
食レハ之ヲ則チ死セシト。而シテ申生ハ孝子、不能ヘ敢ヘテ食フ、將
還ツテ献ズ父ニ」とあつて明らかにそういふ話になっている。とこ
ろが、船橋本に拠る(3)とされる今昔物語は、この部分を、
「汝デ酒ヲ祭り畢テ後、余レラム酒ヲ、汝デ不レ吞ザラム前ニ
返テ、父ノ王ニ奉レ」ト。申生、此ノ構フル事ヲ不レ知ズシ
テ、其ノ教ヘニ随テ、酒ヲ祭り畢テ、其ノ余レルヲ返テ、父ノ
王ニ奉レリ。

と訓んで、説話の原形にかえしている。典拠とされる船橋本に即し
て言えば、誤説というべきであらうが、原典の「是レ礼ナリ也」の削
除と傍綿部の添加とは密接に関連して、編者の意識的な手入れ
を示していると思ふべきであらう。編者のそうした手入れは、発
端部においても加えられている。申生・重耳・夷吾のおのの母は
左伝・史記・列女伝に明らかで、三人はそれぞれ異腹であるが、幸
子伝には「申生ハ晋ノ献公之子ナリ也、兄弟三人アリ、中ナルハ者重
耳トイヒ、小ナルハ者夷吾トイフ、母ヲ云フ齊姜ト」(船橋本。陽明本略
同)とあり、齊姜は三人の母ともとれる表現になっている。これが

麗袋・太平記・搗麗鈔となると、三人とも齊姜腹の子と断じられて
いる。それはともかくとして、申生を長子とする点は変らないので
あるが、今昔物語では、重耳・夷吾二人の名は除かれ、代りに、申
生について「此レハ献公ノ三人ノ子ノ中ノ第三ノ皇子也」という説
明が入っている。申生を第三子とするのは他に例を見ない。ただ
し、左伝に「晋ノ献公娶ル于賈ニ、無レシ子、烝シテ於齊姜ニ、
生ニム秦穆公夫人及ビ太子申生ヲ」と見え、「烝」に「男女不レ以レ礼
交、謂之淫、上淫曰烝」(小爾雅、広義)と釈され、左伝注に
も「齊姜ハ武公ノ妾ナリ也」とあるから、申生の出生は献公の即位の
前後と思われるのに対し、重耳は献公即位の年にすでに二十一歳(史
記)であつた。この点から、明代の演義物である新列国志(第二〇
回、晋献公違レト立ニ麗姫)なども、申生を重耳・夷吾より年少と
している。今昔物語編者が、他の部分はさておいて、この点につい
てのみ考証を施すはずもない。手入れの拠る所は説話伝承なのでは
あるまいか。

史実の説話的伝承にともうな単純化の過程は、麗姫の登場のしか
たにも見られる。左伝・国語・史記などでは、献公が麗戎を伐つて
麗姫とその姉(史記は「弟」。いずれにせよ、嫁する時に従える血
縁の女子)の二女を得、のち麗姫は奚齊を、姉は卓子(史記は「悼
子」)を生んだとするが、列女伝では、「献公伐ニテ麗戎ヲ克ッ
之ニ、獲テ麗姫ヲ以テ婦ル、生ム奚齊・卓子ヲ」と麗姫一人を得た
かの如き表現(ただし、その後「麗姫欲シ立ニラント奚齊ヲ、乃チ
與レ弟謀ル」とある)となり、幸子伝では「於レ時父ノ王伐ニテ麗戎ヲ
得ニテ一女子ヲ、便チ挿シテ為レス妃ト」(船橋本。陽明本略同)とさだ
まる。それが更に今昔物語に至つて、麗戎討伐の事は省かれてしま

う。塵袋・太平記・壻囊鈔も同様である。また、列女伝以前の諸書では、「君夢ニミル青姜ニテ」(左伝)のごとく、麗姬は猷公の夢に青姜が現われたとして事を構えるのであるが、孝子伝系・塵袋・壻囊鈔(太平記はこの項目を欠く)では、「我レ昨日ノ夜、夢ニ見ル、汝ガ母青姜死テ後、飢渴ノ苦有リ」(今昔物語)のごとく、麗姬自身が夢を見たこととし、且つ青姜は飢えて食を求めていたとする。青姜の飢渴については、新列国志(第二七回、麗姬巧計殺ニ申生)にも「君夢ニミル青姜ニテ申生、訴ヘテ曰ク、苦ノドモ饑ニ無レシ食」とあるが、青姜が夢に現われた意味を正当に解説したまでのものであつて、変形とか成長とか言うべきものではない。ともあれ、この項目だけについて見ても、わが国の中世に流布または記述された説話には、麗姬自身の夢とすること、青姜の飢渴を補説することの二点で共通性がある。

上来、船橋本・陽明本・今昔物語・塵袋・太平記・壻囊鈔を並べて、麗姬説話の単純化の過程を眺めたり、これらにのみ共通する点を探ったりしてきたが、これら相互の間に直接的の伝承関係があるというのではない。船橋本と今昔物語との交差、太平記と壻囊鈔との関係(4)は認められるが、それ以外の相互関係はないと考えるべきである。ただ、この構成面における類同性と、表現面における差異性とを、統一的に理解するためには、先に程嬰・杵臼の説話について考えた(国文学攷、昭和35・11)と同様に、説話の口承的な地盤を予想しなくてはかなわぬことのように思う。

四

史書の大河から汲みあげられて一抽の説話となり、さらにそれが

指の間から漏れるように、伝承のまにまに単純化されていった話を継承しながらも、塵袋は左伝から、太平記・壻囊鈔は史記から、新たな水を掬いあげている。たとえば、昨の毒味の場面。孝子伝系では、青衣(古典文学大系補注に非人の意という)に飲ませると即死したとあるだけだが、塵袋には「之ヲ地ニ祭ルニ地増テリ、怪シミテ犬ノ子ニ与フルニ犬ノ子死ヌ、又小臣ニ与フルニ小臣死ヌ」(適宜漢字を当てる)とあつて、左伝・国語・史記・列女伝に見える形に復している。塵袋の第四(猷虫)にも「左伝ニ晋ノ麗姬ガ昨ニ瘴入レタル事ヲ云フ所ニ」と、『左伝』の名を挙げて、この部分を引いているが、これは甚だ暗示的である。そればかりではない。この毒味の場面の直ぐ前を見ると、塵袋には「猷公ハ狩ニ出デテ六日ヲ経テ還ル、麗姬密ニ毒ヲ昨ニ入レツ、猷公ノ還ルトキ奉ル」とあつて、(1)麗姬の毒味を勧める詞がないこと、(2)猷公の出獵の日数を明記すること、この二点が注意される。(1)は左伝と国語とだけの形であり、(2)は左伝だけに共通する形なのである。史記も日数は記すが「二日」であり、国語・列女伝・太平記・壻囊鈔は出獵の事を記して日数に触れず、呂氏春秋・孝子伝系は出獵の事すら記さない。塵袋は明らかに左伝によって部分的に旧に復しているのである。

ところが、塵袋には、他の諸書はもちろん、左伝にも見えぬ要素が入っている。継母の奸計に陥った申生が、人に語る詞の中に、
毒ヲ入ルニ酒ハ一夜ヲ過グルニ其ノ毒氣弱クシテ人ヲ殺スコトヲ得ズ。吾レ昨ヲ猷ズル事已ニ六日ヲ経タリ。我ガ毒ヲ入レタルニ非ザルコト頭ナル歟。君是ヲ覚ルベシ。

とあるのがそれである。これは新列国志に「原欒曰ク、昨ハ已ニ

留レムコト宮ニ六日ナリ、其ノ為ニ宮中ニ一ニ置レテト毒ヲ明カナリ矣、子必ス以テヲ状ヲ自理ラバ、群臣豈ニ無シカラン相問フ者」とあるのと——
 話手は異なるが——軌を一にする。しかしこの類似は、兩者それぞれに左伝注（「毒酒経ノ宿酈敗、而経ニ六日」、明ニ公之惑也」および「以ニ六日之状ノ自理也」）に拠つた併行現象であるとして、むしろ慶袋と左伝との関係の傍証たりうるものと考へる。

太平記が史記によつて原形に復していることは、前掲の説話項目の出入表によつても明らかである。しかし、漢廷の故事（国文学攷、昭和34・11）や虞舜至孝説話（中世文芸、昭和36・8）の考察で痛感した原典復帰の態度、つまり説話の内容のみならず、その文章表現までも典拠である史記に復帰しようとする態度は、ここには全く見られない。例えば、毒味の場面でも、孝子伝系が「青衣」だけを残しているのに比べると、「地」も「犬」も原形どおりに加わり、その上「鶏」までが殺されているが、史記等の「地↓犬↓小臣」という順が真反対に入れ代つて、「人↓犬鶏↓地」となっている。また、孝子伝系は申生の自殺までで筆を止めているのに対し、太平記は重耳・夷吾の出奔および里克の奚齊弑逆の事にまで、ごく簡略にはあるが、及んでいる。しかし、その「献公・奚齊父子共ニ、其臣里剋ト云ケル者ニ討レテ」（流布本）とあるのは、前六五年九月に献公が病死し、翌十月に里克が奚齊を殺したという史記の所伝とは異なっている。史記によつて原形に復したといつても、おぼろげな記憶によるものかと思う。構圖鈔については、高橋貞一氏が「太平記を基として史記を以て訂正する所があったのである。」と言われている通りで、史記による修訂はいちじろしくなっているが、次の例に見るように、混成形を作りあげてしまつてい

史記 塔 囊 鈔

| | |
|--|--|
| <p>(A) 或謂ニ太子ニ曰、「為此棄者、乃麗姬也、太子何不ニ自辭明之。」太子曰、「吾君老矣、非ニ麗姬ニ寢不レ安、食不レ甘、即辭之、君且怒レ之、」(B) 或謂ニ太子ニ曰、「可レ奔ニ他國、」太子曰、「彼ニ此悪名ニ以出、人誰レ我、我自殺耳、」(C) 十二月戊申、申生自ニ殺於新城。</p> | <p>(A) 然ニ群臣皆申生ノ无レ罪事ヲ悲テ、「此尋ハ麗姬ガ構ヘタル所也、公是ヲ不ニ知給ニ、太子ノシ態ト思食セリ、急ギ是ヲ明メテ公ノ怒リヲ平ゲマスベシ、」ト告ゲルニ、太子ノ給ク、「我が父年老テ、麗姬ニ非レバ寐ニ不安カラ、非ニ、麗姬ニ食スルニ不レ甘カラ、然バ争カ我身ヲ助ラントテ、麗姬ガ咎ヲバ可レキ顛」トノ給ヘバ、(B) 諸臣語共ニ「然バ疾他國ヘ去テ此難ヲ遁レ給ヘ」ト申シ、太子又云「少年ノ昔ハ母ヲ失ヒ、長生ノ今ハ繼母ニ逢ヘリ、是我ガ不幸也、天地ノ間ニ、何カ無ニ父子ニ所アル、仁倫トノ詭カ不孝ヲ好スル者アラン、吾レ今死ヲ遁レテ他國ヘ落タラバ、是コソ父ヲ殺サントテ鳩毒ヲ与ヘタル大逆不孝ノ者ヨト毎レ人被レ惡テハ、生テ何ノ面カ有ン、吾カ不レ誤ラ所ラバ、天是ヲ知レリ、不レ如カ只虚名ノ下ニ死ヲ賜テ、父ノ忿ヲ休メ奉ニハ」トテ、(C) 遂ニ十二月戊申ニ新城ニモ自カラ劔ギニ貫レテ失給ケリ。</p> |
|--|--|

右は兩者とも一連の文章なのであるが、(A)(B)(C)三つの説話要素に分割した。まずAの条は、既出のすべての書(説苑の第四「立節」にも)に見えているのに、太平記だけは削除している部分である。塙麩紗は史記によって補填し、傍線部のごとき補説も加えている。申生自殺後はともかくとして、それ以前に属する記事では、麗姫が夢に齊美を見たとして申生に祭らせる条もまた史記によって補っているが、そこには伝承的要素の混入が見られる。(B)の条は、呂氏春秋・列女伝・孝子伝系・塵袋には省かれている。塙麩紗の文章は、傍線部を除くと殆んど太平記の本文そのままで、史記による修訂は全く施されていない。これが塙麩紗本文の基調なのである。(C)の条では、太平記の「打手末々来ヲ前ニ自ラ剣ニ貫キキテ、遂ニ空ク成ニケリ」をベースとして、史記によって「十二月戊申ニ新城ニ」を補い、混成文章を作っている。この例は他の箇所にも見うるが、顯著なのは、毒味のと麗姫が猷公に申生の叛意を告げ、自分と奚育とを殺して申生の怒りを休めよと偽り訴える条である。そこでは表現内容の重複をさえ来たしている。重複をも取って辞さず、史記に拠って補っているところに、太平記本文と史記の文章との距離が物語られていくわけである。太平記の麗姫説話は、説話伝承と、かつて史記を読んだ作者自身の記憶との寄り合いなのであると考える。そして、作者がこの説話に何かを付け加えたとすれば、それは「語り物」としての特色を示すところの、聴手の感情性に訴える詠嘆的な情調の潤色である。それは、Bの条における、史記と塙麩紗(太平記本文に拠っている)とを讀みくらべてみても、すぐに気づかれることであるが、特に、齊美に先立たれた猷公がやがて麗姫を得るまでを叙した次の文章にあざやかである。

三人ノ子已ニ人トナテ後、后齊美病ニヲカサレテ、忽ニ無_レ墓成ニケリ、猷公是ヲ歎事浅カラズ、然共、別ノ日數漸遠ク成シカバ、ウツレバカハル心ノ花ニ、昔ノ_レ理_リ(流布本「契」)ヲ忘レテ、又麗姫ト云ケル美人ヲゾ迎ヘラレケル、此麗姫只紅顔翠黛ノ眼ヲ迷ハスノミニ非ズ、又好言令_レ色_レ意(流布本「君ノ心」)ヲ悦バシメシカバ、猷公ノ寵愛甚シクシテ、別シ人之間影夢ニモ見ヘズ成ニケリ。

このような感傷的情調の色づけは、吳越説話(広島大学付属福山高校研究紀要、昭和35・6)における、勾踐と西施との惜別や、夫差の西施溺愛の叙述に、その最も顯著な例を見ることができ、史実と伝承説話との乖離の上に花開くものであろう。

五

太平記は、「孝子其父ニ雖_レ有_レ誠、繼母其子ヲ讒スル時ハ傾_レ國失_レ家事、古ヨリ其類多シ」(流布本)として、この麗姫の説話を引いている。麗姫に譬えられたのは准后藤原藤子であり、申生に譬えられたのは大塔宮護良親王(母は民部卿三位源親子)である。申生が誅されて後「晋ノ國忽ニ滅ビケリ」という「古」に鑑みて、「果シテ大塔宮_レ失サセ給シ後、忽ニ天下皆將軍(尊氏)ノ代ト成テケリ」という「今」の治乱を捉えようとしているのである。

村田正志氏は、「建武中興の政治において最も困難を極め、またひいてはそれが中興政治崩壊の原因ともなった」二つの問題として、所領に関する訴訟と公武勢力の調整とを挙げておられる。(5) 中興政治においては、所領に関する提訴は訴人の希望に従っ

て雑訴決断所と記録所のいずれに持ち込んでよかつた（建武年間記）中村直勝氏は、両役所の官人や寄人の顔ぶれから、「何とはなしに雑訴決断所は武家側のものであり、……記録所は公家側のものでなかつたかと思はれる」（6）と言われているが、とすると、一つの所領をめぐって甲と乙とがそれぞれ自分に有利な機関に提訴すれば、両役所の裁断は齟齬しがちであつたらう上に、内奏による勅裁も加わって、「所領一所二四五人之給主」（太平記卷一二、公家一統政道事）が付くありさまであつたらしい。公武の不和は、単に親念的な反目だけが原因のではなく、土地關係にその最も現実的な要因があつたはずである。「今ノ如ニテ公家一統之天下ナラバ諸國ノ地頭御家人ハ皆奴婢雜人ノ如クナルベシ、冥何ナル不思議モ出来テ、武家四海ノ權ヲ執ル世中ニ又ナレカシ」（同上）と新政への不満をかこつ諸國の武士たちと、「公家の御世にかへりぬるかとおもひしに、なかなかかなほ武士の世になりぬ」（神皇正統記）とこれまた新政に失望する公家たちとの、相反する利害の対立は、足利尊氏と親王護良との確執として政治の表面に現われてきた。

親王は北条政権崩壊の後も都に入らず、志貴山にあつて兵を催し、尊氏誅伐を企画していたが、元弘三年（一三三三）六月、後醍醐帝の慰諭によつて入京し、征夷大將軍の地位を獲得した。ちようど一年後の六月七日には、親王の尊氏邸襲撃という風説が立ち、尊氏もそれに備えて兵を集め自衛の陣を張っている（梅松論・太平記）。太平記によると、親王の画策を聞いた尊氏は、准后廉子にたのんで、「兵部卿親王、帝位ヲ奪奉ラン其御タクミニ、諸國ノ兵ヲ召侯也、其証據分明ニ候」と、尊氏誅伐のために兵を催す親王の令

旨を証據に、譏奏させたことになつてゐる。事実のほどはわからない。保暦間記は、「粵ニ兵部卿親王、世ノ心ニ任ヌ事ヲ安カラズ覺エテ、天下ヲ亂シ給ヒ、御位ヲ退テ、我御宮入道親王妹腹ニ成セ給フ宮ヲ位ニ奉レ付テ、尊氏以下可去武士ヲ打テ、天下ヲ我儘ニセント思立賜フ、此事如何シテ聞エケン、主上驚カセ給テ」と、親王に謀叛の实があつたとし、尊氏の譏奏を暗に取り消しているが、足利氏擁護の色彩の顕然たる作品だけに信を置くわけにいかない。同じく足利側から記述されてはいるけれども、真実を伝えていると思われるのは梅松論である。梅松論は、先に述べた建武元年（一三三四）六月七日の險悪な対峙のあと、尊氏が憤つて髮上したので、「全くゑいりよにはあらず、護良親王の張行の趣なりし程に、十月廿二日の夜、親王御参内の次を以、武者所に召籠奉」つたと記している。先には征夷大將軍の職に換えて親王を慰諭した帝が、今はその親王の拘禁を以て、尊氏の示威の前に屈服せざるを得なくなつたというのが真相であらう。梅松論はさらに、

宮の御謀叛真実はゑいりよにてありしかども、御料を宮にゆづり給ひしかば、鎌倉へ御下向とぞ聞えし。宮は二階堂の薬師堂の谷に御座ありけるが、武家よりも君のうらめしく渡らせ給ふと御独ごと有けるとぞ承る。

と記しつけてゐる。無名記というものに「皇子兵部卿護良親王依ニ御陰謀事、被レ配ニ関東給。是則主上又御謀叛之所ノ萌也」とあるよしで（7）、梅松論の伝える所に通じる。北畠親房は、「兵部卿の親王、こと有りて鎌倉におはしけるをば」（神皇正統記）と記すだけで、親王流刑のいきさつについては口をとざしている。武権政治の再建をねらう尊氏を除こうとした親王の背後に、親政の確立を志

す帝があつたということは、十分に納得できることである。それだけに、「武家よりも君のうらめしく渡らせ給ふ」（梅松論）という親王の悲憤は、——殊にそれが、禅僧楚俊をして「深通教法」、武略過人」（明極録）と評せしめた英傑の言葉だけに——いっそう痛切であり、やりばのない孤独のうめきを響かせるのである。

太平記作者、親王流刑の事件を麗姫説話に附会するために、親王には継母にあたる准後の讒妻を捏造したというような想像は、草紙にすぎよう。なにぶんにも流言書語の飛びかう不安の時代である。身の廻りに日々起り来る事象を、当否ともかく、いかようにか意味づけられないことには不安から解放されないというのが、虚構に臨んだ人心の常である。まして帝の理想の夷賊者とも見てきた親王の、しかも勅命による拘禁ともなると、さまざまの諷刺が入れ乱れたに違いない。「（親王を）無_三是非_二敵人ノ手ニ被_レ渡_テ、逆流ニ処_ラレム事ハ、朝廷再ビ傾_テ、武家又ハビ_レコルベシ瑞相ニヤト人々申合ケルガ」はその一つである。准后讒察の風説もなかつたとはいえない。作者はしばしば、まぢまちな世評を、「心ナキ人」「時ノ変化ヲ計_ラヌ者」「事ノ様ヲ知_ラヌ（者）」の言い分と、「智アル人」「物ノ心ヲ弁タル人」「世ノ危ヲ思_フ人」の批評との二つに集約して、対照的に取りあげている。准后讒察の風説があつたとしても、それを愚蒙の臆測と駭きぬばかりか、説話挿入の契機とさえしたのには、作者自身も、ありうべき事としてそれを容認する心があつたからである。そして、作者のその容認は、おそらく、中興政治崩壊の具體的な一因ともなった内奏に、准後の関係する所が多かつたという認識に支えられていたはずである。「去_レバ御前之評足、雑評之沙汰

マデモ、准后ノ御口入トダニ云ヒテケレバ、上卿モ忠ナキニ賞ヲ与ヘ、奉行モ理アルヲ非トセリ」（巻一、中宮御入内事）とは、論功行賞や所領の訴訟に関する准後の容喙に対する非難である。その准后が、尊氏に加担して、彼の対立者である継子の親王を讒奏して、公家方の柱石を遠流に至らしめたとあれば、中興政治における二つの難問題とされる所領の訴訟と公武の対立との両方に、准后が絡んでくるのである。作者は、この麗姫説話を、単なる継子いじめの話や、成げられてなお誠を尽す孝子の話として取りあげたのではない。（太平記の麗姫説話だけが諸書に逆らつて、前述のAの条、つまり中生が孝の為に自分の無実を弁明しなかつた話を省いていることと関連があるかもしれない。）作者は、あくまで、准後の政治的容喙に対する批判の拠り所として提示している。「牝鶏ノ晨スルハ家ノ尽ズル相也ト、古賢ノ云シ言ノ末、ゲニモト思知レタリ。」というのが、親王流刑の事件についての作者の締めくくりなのである。

〔注〕

（1） 朝伯贊氏他編、波多野太郎氏訳『中国歴史概要』（第一章第一節）、鈴木俊氏編『中国史』（第二章第一節）

（2） 『世界歴史事典』『アジア歴史事典』（「晋」の項）

（3） 日本古典文学大系『今昔物語二』（巻九第四四話頭注）、

今野達氏「古代中世文学の形成に参与した古孝子伝二種について」（国語国文、昭和33・7）

（4） 高橋貞一氏「壺囊鈔と太平記」（国語と国文学、昭和34・8）

（5） 「太平記の典故に関する研究」（西京高校研究紀要、昭和

- (5) 村田正志氏『南北朝論——史実と思想——』(第二節)
- (6) 中村直勝氏『日本新文化史、吉野時代』(第二章第一節)
- (7) 大日本史料所載押小路文誓(魚澄惣五郎氏『綜合日本史大系、6、南北朝』所引)

編纂部注——本文中の「麗姫」は活字の都合で「驪」の代用として用いたものである。

館